

みらい案の考え方

<p>豊川市男女共同参画社会推進条例</p> <p>または、</p> <p>豊川市男女平等条例</p>	<p>別紙</p>
<p>わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。<u>社会通念や慣習によって作りあげられた社会的性別（ジェンダー）が、様々な場面でこれを妨げてきました。</u></p> <p><u>1975年の「国際婦人年」の動きを経て、わが国も男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、法律や制度も整備されつつあります。</u></p> <p><u>豊川市でも、2001年に「とよかわ男女共同参画プラン」を策定し、「自立と支えあいの男女共同参画社会」の実現を目指し、様々な取り組みを進めています。しかしながら、ジェンダーにとらわれた固定的な役割分担意識や慣習が根深く存在しているため、私たち豊川市民は、さらに、推進に取り組む努力が必要です。</u></p> <p><u>豊川市に男女共同参画社会を根付かせ、誰もが主体的に参画する活力ある豊川市にするため、私たち豊川市民は、この条例を制定します。</u></p>	<p>ここでは、条例制定をするのが、『私たち豊川市民』であることを明確にする。</p> <p>従って、条例を活用し男女共同参画社会推進をしていく主体は市民であり、条例の内容も行政施策の狭い範囲にとどめてはいけない。</p> <p>このために小学校高学年の児童にもわかるような易しい言い回しと言葉で書かれることが大切である。</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市民が、互いに人権を尊重し、自立した個人として平等に社会参画し、安心して暮らせる男女共同参画社会を実現させることを目的とします。</u></p>	<p>条例素案では、男女共同参画社会基本法の第1条(目的)を踏襲している。これは大方の地方自治体のやり方である。が、現場である市レベルの条例には必要ないと考える。現場に必要なものは明快な目的である。市民はこの条でこの条例の目的を理解するので、短い文章が良い。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例に<u>使われている言葉の意義を次のように定めます。</u></p> <p><u>(1)男女共同参画社会 男女共同参画とは、男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野の政策・方針決定に責任を持って参画することによって、社会の構成員として平等に扱われることをいいます。</u></p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</p> <p>後進国において女性の幼少期の性的扱い、早期結婚、結婚後の性的扱いを問題視したもの。日本においても、児童買春、援助交際、売買春、レイプ、セクハラ、ストーカー、できちゃった婚などの問題が顕在化している。さらにエイズは他国に比べ広がりを見せている。こういう事態を重く考え、女性の出産の自己決定権を尊重する社会にすることが、男女とも安心安全に生活できる社会になる。</p>

男女共同参画社会とは、男女共同参画の機会が確保され、個性と能力が十分発揮されて造り上げる社会をいいます。

- (2) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するために不平等な状態に置かれている人に対し、教育、雇用、昇進、登用などの機会を保障し優先的に与えることをいいます。
- (3) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある「男性像」「女性像」のような、社会的に作られた性別(=社会的性別)をいいます。
- (4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 性と生殖の行為によって健康や生命の安全が脅かされないように保障することと、産む性として女性の自己決定権を尊重することをいいます。
- (5) ワーク・ライフ・バランス 仕事と仕事以外の活動(育児や介護も含む)の両立をはかることをいいます。
- (6) メディア・リテラシー テレビ・新聞・雑誌・インターネット・携帯電話サイトなどのゆがんだ情報をそのまま受け取るのではなく、そのゆがみや価値について考え、読み解く力をいいます。また、そのような力をつける取り組みも含みます。
- (7) セクシャル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動やジェンダーからの言動が、相手に不快感や不利益を与えたり生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス(DV)
夫婦や親しい関係にある、またはあった、男女間の身体的・心理的暴力をいいます。広義では家庭内暴力もさします。
- (9) 市民 豊川市に在住・在勤・在学するすべての市民をいいます。
- (11) 教育に携わる者 家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育に携わる人をいいます。
- (12) 市民等 市民、教育に携わる人、事業者、市民活動団体をいいます。

ワーク・ライフ・バランス

今までの働き方を見直し、社会変革をめざすもの。家庭生活では、報酬を得る部分と報酬を伴わない部分によって成り立っている。今まで報酬を得る部分(仕事)のみで社会につながっていたが、報酬を得ない部分(家事・育児・介護・地域活動)にも社会的意義を与えることでもある。今まで見えなかった無報酬部分が人間生活にいかにか大切かを示唆している。この無報酬部分から得るものは、形にならないものが多いが、人生を豊かにするものである。男女を問わず誰でも自分の人生を豊かに充実したものに権利を持っている。男女の固定的役割分担は、無報酬部分の価値を低く置いたままにしてしまう。あらゆる分野での努力が必要とされる。

メディア・リテラシー

携帯電話サイトやインターネットの発達、成人のみならず、子どもにまで大きな影響を与えている。うまく活用すれば、より生活を豊かにすることができる。しかし、情報の良し悪しを判断せず、無批判に受けとめてしまうと、心に大きな傷となったり、時には、犯罪に巻き込まれる。特に、性の情報は、男女関係を性の対象としか捉えず、人間尊重のかけらもないものが多い。その対象は主として女性であるが、少年少女、幼児までもおとしめていく。テレビや雑誌・新聞から流される情報も、子どもはまともに受けてしまい、ゆがんだ男女観を固定してしまう。また、男女平等視点を持っていない大人も当たり前のごとく受け入れてしまう。より重要な教育分野になるとと思われる。

幼児教育を入れた理由

既に乳児からブックスタートとして読み聞かせが始まる。幼いころから偏見を持たないように配慮されねばならない。

(基本理念)

第3条 この条例は、社会のあらゆる分野でジェンダーに敏感な視点を深め、あらゆる差別を乗り越える、人権尊重の男女共同参画社会を推進することを基本理念としま

条例素案にある、5つの基本理念を一文にした。

「基本理念は何か？」と問われたとき、容易に応える

<p>す。</p>	
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施します。</p> <p>2 市は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策の実施するにあたり、国、県その他の関係機関と連携して取り組むとともに、市民等と相互に協力・協働して<u>男女共同参画社会</u>を推進します。</p> <p>3 市は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めます。</p> <p>4 市は、自ら率先して<u>男女共同参画社会</u>を推進します。</p>	<p>市は、積極的改善措置を念頭におくこと、市民と協働で推進していく姿勢を持つことが重要。</p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、<u>男女共同参画社会</u>について理解を深め、社会のあらゆる分野において<u>男女共同参画社会</u>を推進するよう努めます。</p> <p>2 <u>市民は、日常生活の中で、メディア・リテラシーの力をつけるとともにジェンダーにとらわれないように努めます。</u></p> <p>3 <u>市民は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを侵害するさまざまな問題について理解を深めます。</u></p> <p>4 <u>市民は、隣人として暮らす外国籍の人とともに互いの文化を理解しあいながら、男女共同参画社会を推進することに努めます。</u></p> <p>5 <u>市民は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めます。</u></p>	<p>条例は、「私たち市民が」制定したもの。市民には、男女共同参画社会の担い手として、先頭に立つことが求められている。</p>
<p>(教育に携わる者の責務)</p> <p>第6条 教育に携わる者は、この条例の基本理念に基づいて、次のことに努めます。</p> <p>(1) <u>ジェンダーにとらわれない教育や学習を実施するよう努めます。</u></p> <p>(2) <u>あらゆる差別のない教育や学習を実施するよう努めます。</u></p> <p>(3) <u>メディア・リテラシーの教育や学習を実施するよう努めます。</u></p>	<p>生涯学習が叫ばれて久しいのに、未だに教育は幼児児童生徒にするものと思っている向きがある。生涯学習はいつでもどこでも誰もが自分の人生を充実したものにするために学ぶものである。市民全てが男女共同参画社会づくりに携わるための知識を深めることは、自分も社会も前進することである。それを保障する人たちの責務は重大である。特に、批判力を備わっていない子どもには、その教育に携わる人の一層の配慮と深い認識が必要である。</p>
<p>(市民活動団体の責務)</p>	<p>市民活動団体は、地方自治において市民の旗頭となるものである。その認識の下で、行政と協働して</p>

<p>第7条 市民活動団体は、活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めます。</p> <p>2 市民活動団体は、市が実施する<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策に協力するよう努めます。</p>	<p>るものとする。その認識の下に、行政と協働して男女共同参画社会づくりを推進しなくてはならない。</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、男女が職場における活動に<u>平等</u>に参画する機会を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備に努めます。</p> <p>2 事業者は、市が実施する<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策に協力するよう努めます。</p>	<p>事業者は、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、様々な困難があるが、できることから行うという姿勢を持ってほしい。</p>
<p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>第9条 <u>誰でも、性の多様性を理解し性別を理由とした差別的行為は行ってはなりません。</u></p> <p>2 <u>市、市民等は、セクシャル・ハラスメントをしてはなりません。</u></p> <p>3 <u>市、市民等は、ドメスティック・バイオレンスなど、あらゆる暴力、虐待をしてはなりません。</u></p>	<p>性の多様性は、性同一性障害という名の下で少しずつ明らかにされてきた。しかし、障害という表現の過酷さが、また差別を生んでいる現状もある。そうした人たちをありのままに受け入れることが社会に求められている。また、知的障害のある女性がレイプの対象になる場合がある。</p>
<p>(情報に関する留意)</p> <p>第10条 <u>誰でも、広報、報道、広告等において、ジェンダーによる固定的な役割分担や暴力行為を正当化し助長する表現や、その他の不適切な性的表現をしないようにしなければなりません。</u></p> <p>2 <u>市、市民等は、チェック機能が働くように、メディア・リテラシーを身につけることを目指します。</u></p>	
<p>第2章 基本的施策</p> <p>(基本計画)</p> <p>第11条 市長は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な行動計画(以下「基本計画」という。)を策定します。</p> <p>2 市長は、基本計画を策定するにあたり、<u>豊川男女共同参画社会審議会</u>の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに公表します。</p>	

<p>4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用します。</p>	
<p>(参画機会の格差の是正)</p> <p>第12条 市は、<u>社会のあらゆる分野において、男女の格差が生じている場合は市民等やその他の関係者と協力し、積極的改善措置に関する情報の提供やその他格差を是正するために必要な支援をす</u> <u>るよう努めます。</u></p>	
<p>(実施状況の公表)</p> <p>第13条 市は、毎年度、基本計画に基づいた<u>男女共同参画社会の推進に関する施策の実施状況等</u>について公表します。</p>	
<p>(学習の支援等)</p> <p>第14条 市は、市民等の<u>男女共同参画社会</u>に関する学習を支援するとともに、家庭教育、<u>幼児教育</u>、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講ずるよう努めます。</p>	
<p>(情報の提供及び啓発活動)</p> <p>第15条 市は、<u>市民等に対して男女共同参画社会について情報提供を行います。</u></p> <p><u>2 市は、市民等の男女共同参画社会推進の活動に対して支援をします。</u></p> <p><u>3 市は、市民等に対して男女共同参画社会推進のための啓発活動を、市民等と協働して行います。</u></p>	
<p>(国際的協調)</p> <p>第16条 市は、国際的な理解と協調の下に<u>男女共同参画社会</u>を推進するため、多文化共生を目指す国際交流を<u>促進</u>します。</p> <p><u>2 市は、市民等に男女共同参画社会についての国際情報の収集と提供をします。</u></p> <p><u>3 市は、市の男女共同参画社会推進についての情報を外国籍の人にも理解できるように提供します。</u></p>	<p>豊川市の男女共同参画社会づくりを片寄るものにならないために、行政は、日本の情報だけでなく国際情報にまでアンテナを張って情報収集してほしい。 外国籍の女性が日本人男性からDVを受けることが問題となっている。その国の文化の無理解や女性蔑視が原因である。</p>
<p>(調査研究)</p> <p>第17条 市は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じてその結果</p>	

<p>を公表します。</p>	
<p>(意見、苦情等の申出と処理)</p> <p>第18条 市長は、次に掲げる事項について、市民等から意見や苦情等の申出があった場合は、<u>市関係部署間の連携体制を整え</u>、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。</p> <p>(1) 国、県、市が実施する<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策</p> <p>(2) 市が実施する全ての施策のうち<u>男女共同参画社会</u>の推進に影響を及ぼすと認められるもの</p>	<p>意見や苦情処理を、窓口だけに留めず、その課での課題にしたり他の課との連携を取ったりして、解決する体制を整える。</p>
<p>(相談の申出と処理)</p> <p>第19条 市長は、<u>男女共同参画社会</u>の推進を妨げる権利侵害について、市民等から相談の申出があった場合は、<u>市関係部署間の連携体制を整え</u>、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。</p>	<p>相談窓口を一本化し、連携体制の組織を整え、民間の支援団体との連携強化も必要。</p>
<p>第3章 <u>男女共同参画社会</u>審議会</p> <p>(<u>男女共同参画社会</u>審議会)</p> <p>第20条 市は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関して必要な事項を審議するため、<u>豊川市男女共同参画審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置きます。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、市長の諮問に応じ、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>3 <u>審議会</u>は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策及び必要な事項について市長に意見を述べることができます。</p> <p>4 <u>審議会</u>は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、一部は公募します。</p> <p>5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはなりません。</p> <p>6 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、<u>審議会</u>の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。</p>	
<p>第4章 雑則</p>	

<p>(委任)</p> <p>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき策定された市の男女共同参画計画(「とよかわ男女共同参画プラン」をいう。)は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなします。</p>	

